電気工事業の手引き 8 (みなし通知) (建設業許可あり)

2023.11

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

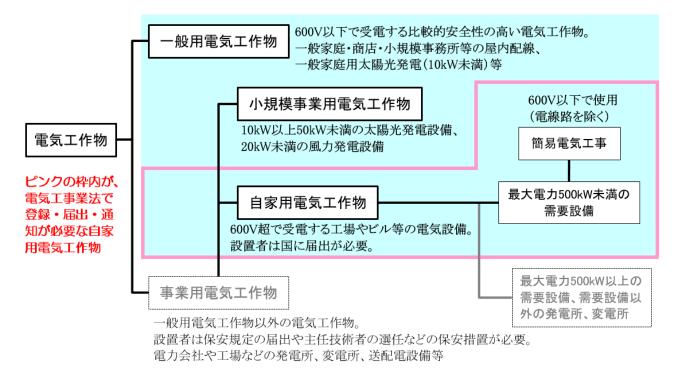
この手引きは、建設業許可を取得した事業者が、<u>自家用電気工作物のみ</u>の電気工事を業として行う場合の手続きについて説明しています。

自家用電気工作物は、600V 超で受電する工場やビル等の建物等の需要設備を指し、電気工事士は電気事業法の技術基準に適合するように作業をしなければなりません。

なお、第二種電気工事士免状のみでは、自家用電気工作物の電気工事は行えません。

また、みなし通知業者は一般用電気工作物や小規模事業用電気工作物の電気工事を行うことができませんので、ご注意ください。

水色部分が電気工事業法での規制範囲。通知業者が工事できる範囲はピンクの枠内。



【必要書類】 (①~③は必須書類)

- ① 電気工事業開始通知書★ 様式第21
- ② 建設業許可証のコピー
- ③ 備付器具調書★ 県様式第10号
- ④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 建設業許可証に記載された住所と申請者の住所が異なる場合に必要
- ⑤ 返信用封筒(郵便番号・住所・氏名又は名称を記入。A4 判の紙を折らずにいれられる角2相当のもの。郵送代+簡易書留代350円分の切手を貼付。レターパックプラスでも可) 「電気工事業開始通知受理書」を郵送で受け取ることを希望する場合に必要



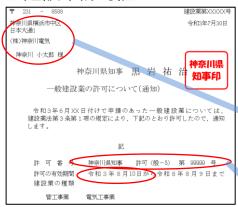
【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	Ŧ	住所	電話
横浜市·川崎市·横須賀市·鎌 倉市·逗子市·三浦市·葉山町	消防保安課	231- 8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3475
相模原市·厚木市·大和市·海 老名市·座間市·綾瀬市·愛川 町·清川村	県央地域県政総合セ ンター 環境部 環境 保全課	243- 0004	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦 野市・伊勢原市・寒川町・大磯 町・二宮町	湘南地域県政総合セ ンター 環境部 環境 保全課	254- 0073	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市·南足柄市·中井町· 大井町·松田町·山北町·開成 町·箱根町·真鶴町·湯河原町	県西地域県政総合セ ンター 環境部 環境 保全課	250- 0042	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)

必要書類

① 電気工事業開始通知書(様式第21)

↓建設業許可証



建設業許可証に記載された、会社名、所在地、代表者の氏名等を記載します。

※建設業許可証の住所と登記簿の住所が異なる場合は登記簿住所を記載の上、登記簿謄本を提出してください。

TEL1は、代表番号の場合は、内線番号も記載します。

TEL2 は、日中連絡がつく携帯電話番号等を記載します。

2の電気工事業を開始した 年月日は、建設業許可年月 日以降で電気工事業を開始した日付を記載します。

※ 行政書士が申請を行なう場合は余白部分に、会社名、行政書士名、書類の送付先住所、TEL等を記載願います。

様式第21(規則第26条関係)

電気工事業開始通知書

×整理番号 ×受理年月日 年月日

2021 年 10 月 21 日

神奈川県知事殿(地域県政総合センター所長)

〒 231 - 8588

TEL1 045 - 210 - 3475 (内) 2340

TEL2 090 - 1234 - 5678
(TEL2は、日中に連絡がつく電話曲号を記載(たむい)

FAX 045 - 210 - 3475

住所 横浜市中区日本大通1

氏名又は 株式会社 神奈川電気

法人に添っ
ては代表者 神奈川 小太郎
の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 神奈川県知事 許可 (般 3) 第 99999 号 《和3 年 8 月 10 日
 - 2 電気工事業を開始した年月日

令和 3 年 8 月 10 日

3 営業所

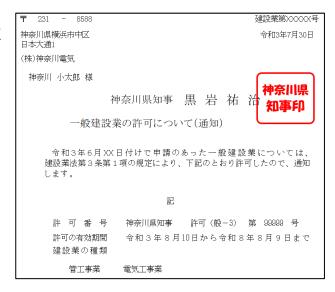
営業所の名称 所在の場所 川崎学業所 川崎市×××2△△△123-332

会社名とは別に営業所名があればその名称を記載し、なければ「同上」と記載してください。

営業所の住所を記載します。

② 建設業許可証のコピー

A4 の紙に建設業許可証をコピーして、提出してください。



③ 備付器具調書 (県様式第10号)

法人で営業所名が会社名と同様であれば会社名を記入し、個人事業の場合は屋号を記入します。

①~⑦まですべて記入します。

レンタルやリースの場合は、契約している会社名を記入します。

県株式第10号(電気工事業 型録等 関係事務処理要例)							
備付器具調書							
			2023年 6月 1日				
		0000) ψ 1−1−1				
	営業所名	株式会社△△電気					
	電気工事の 種類	一般用電気 工作物等	一般用電気工作 物等及び自家用 自家用電気 工作物のみ				

器具名	製造業者名	型 式 製 造 番 号	台数
① 絶縁抵抗計	OO計器	ZET-1111	1台
② 接地抵抗計	○○計器	SET-2222	1台
③ 抵抗及び交流電圧を 測定できる回路計	○○計器	TEI-3333	1台
④ 低圧検電器	<u>∆</u> ∆⊥ ‡	TK-4444	1台
⑤ 高圧検電器	△△ エ 業	KK-5555	1台
® 継電器試験装置	○△レンタル	KEI-6666	1台
① 絶縁耐力試験装置	○△レンタル	ZT-7777	1台

④ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

※建設業許可証に記載された住所と申請者の住所が異なる場合に提出

建設業許可証に記載された住所と、会社の登記住所が異なる場合は、会社の登記事項証明書として「履歴事項全部証明書」を法務局で取得して、提出してください。

個人事業の場合で、建設業許可証の記載住所と現住所が異なる場合は、現住所を確認できる公的書類を提出してください。